平成２１年（フ）第１８３１号
福岡市博多区千代１丁目１番63―403号
債務者　塚本　早苗
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４９７号
川崎市川崎区東門前１丁目14番５号　ハイツ青木204
債務者　山内　春男
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
金沢市大桑町平150番地２
債務者　松本多美子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３１７号
金沢市昌永町15番40号　オリンピア浅野川313号
債務者　木山正秀こと　李　　正秀
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７号
金沢市土清水２丁目17番地５
債務者　越澤　徑子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３４０号
石川県かほく市木津ホ52番地
債務者　北岡　栄二
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１５８１号
名古屋市港区野跡５丁目３番１―801号　稲永荘
債務者　奥山　真弓
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８０５号
愛知県清須市西枇杷島町芳野１丁目40番地１
債務者　赤星　良一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８５０号
名古屋市千種区千代田橋１丁目１番13―1319号　榎木荘
債務者　中島　和美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９２１号
名古屋市中川区笈瀬町２丁目62番地　宝露橋ハイツ311号
債務者　奥村　順子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９６４号
愛知県愛西市町方町南堤外92番地６
債務者　谷口外装こと　谷口　　靖
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０８５号
愛知県海部郡甚目寺町大字中萱津字稲干場６番地　ソレイユＢ102号
債務者　森脇　千春
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２号
兵庫県姫路市緑台１丁目２番13号
債務者　関野美千代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５０１号
福岡市南区筑紫丘２丁目11番13―204号
債務者　田中あいこ
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１００９号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目24―３、破産手続開始申立時の住所福岡県糟屋郡宇美町大字井野155番地３
債務者　坂口　敬子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１０５号
福岡市中央区警固２丁目12番10―903号、住民票上の住所福岡市中央区清川２丁目13番２―1005号
債務者　三井起久子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１２１号
福岡県福津市東福間８丁目３番12―302号
債務者　大和香津代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部